

須賀川市空家バンク登録奨励金

市では、「須賀川市空家バンク」の登録を促進するため、本市の空家バンクに登録した空家等の所有者に対して、奨励金を交付します。

1 対象となる建物

「須賀川市空家バンク」に登録されている空家等（登録物件）



⇒ 次の要件を全て満たす市内の空家等

- ①個人所有の一戸建て
- ②専用住宅又は併用住宅のうち住宅部分の床面積が延べ面積の 1/2 以上
- ③新築後 20 年以上経過
- ④現に人が居住しておらず 1 年間以上使用実態がないもの
- ⑤老朽化や損傷等が著しく、売買又は賃貸に適さない状態ではないもの
- ⑥法令に違反していないもの
- ⑦登記済の建物及び土地であり、登録申込者が登記名義人に含まれているもの
- ⑧須賀川市空家バンクに 2 年間以上登録できるもの

⑨既に「本奨励金」又は「旧登録促進補助金」の交付を受けたことがないもの
※市街化調整区域内については上記以外に追加要件あり

2 補助対象者

次の要件の全てを満たす方が対象となります。

- ①市空家バンクに登録することが決定した空家等の登録申込者
- ②市税を滞納していないこと
- ③須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でないこと

3 奨励金の額

5 万円

5 募集期間

各年度、予算の上限に達するまで



6 申込方法

申請書に必要事項をご記入、申請に必要な書類を添付のうえ、市役所建築住宅課にお申し込みください。

（※申込期限：空家バンクの登録が決定した日から 3 月以内）

7 申込に必要な書類

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・誓約書兼同意書（第 2 号様式）
- ・交付請求書（第 4 号様式）
- ・奨励金の振込先通帳の写し



須賀川市空家リフォーム補助金

市では、「須賀川市空家バンク」に登録された物件を購入、又は賃借された方が、物件を改修する場合に、改修費用の一部を補助します。

1 対象となる建物

「須賀川市空家バンク」に登録されている空家等（登録物件）

2 補助対象者

次の要件の全てを満たす方が対象となります。

- ①登録物件の購入者又は借主で、
補助金の交付決定後3年以上、須賀川市に住民登録し当該物件に居住すること。
- ②市税を滞納していないこと
- ③須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でないこと

3 補助の対象となる工事

補助の対象工事は、次のいずれにも該当するものです。

※内外装や台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りを対象とした、一般的な改修又はリフォームが対象
(外構工事や増改築工事は対象となりません。)

- ①市内に事業所を有する業者又は自らが施工する工事で、複数の業者が施工する場合は、少なくとも1社は、市内に事業所を有する業者であること
- ②他の補助金の交付を受ける部分と重複しない工事
- ③過去にこの補助金の交付を受けていない工事
- ④補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度内に完了することができる工事
- ⑤併用住宅の場合は、居住する部分の工事

4 補助金の額

対象経費の1/2（50万円限度）※補助対象空家の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は上限100万円

5 募集期間

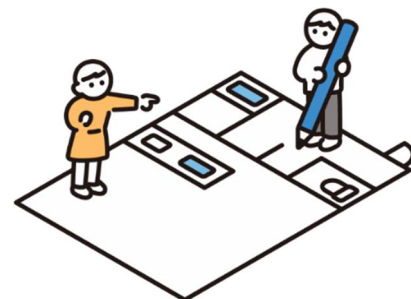
各年度、予算の上限に達するまで

6 申込方法

申請書に必要事項をご記入、申請に必要な書類を添付のうえ、市役所建築住宅課にお申し込みください。

7 申込に必要な書類

- ・申請書（第1号様式）
- ・改修工事をする箇所の施工前の写真
- ・改修工事の見積書
- ・同意書兼確約書（第2号様式）
- ・紛争等に関する誓約書（第3号様式）
- ・補助金の振込先通帳の写し



須賀川市不良空家等解体補助金

市では、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空家を、所有者等が自ら解体及び撤去する場合に、その工事費用の一部を補助します。

(※「不良空家等」は市の立入調査によって認定しますので、必ず事前に市にお問い合わせください。)

1 対象となる建物

次の要件を全て満たす市内の空家等

- ①市内に存し、昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の 1 年以上使用されていない不良空家等
- ②専用住宅又は併用住宅のうち住宅部分の床面積が延べ面積の 1/2 以上のもの
- ③個人が所有するもの
- ④当補助金の交付を受けたことがないもの
- ⑤須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金の交付を受けたことがないもの

2 補助対象者

次の要件の全てを満たす方が対象となります。

- ①補助対象空家等の所有者又はその相続人であること
- ②市税を滞納していないこと
- ③須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でないこと



3 補助の対象となる工事

補助の対象工事は、次のいずれにも該当するものです。

- ①不良空家等の全部を解体する工事（附属屋、工作物等を含む。）
- ②原則として須賀川市内に事業所を有し、解体撤去を行う資格のある業者が施工する工事
- ③他の補助金の交付を受けない工事
- ④補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度内に完了することができる工事

4 補助金の額

工事費の 1/2（50 万円限度）

5 募集期間

各年度、予算の上限に達するまで

6 申込方法

市役所建築住宅による空家等の立入調査を受け、「不良空家等」と判定された後、解体工事着工の 7 日前までに、必要な書類を提出してください。

7 申込に必要な書類

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・対象空家等の位置図
- ・対象空家等の全景を撮影した現況写真
- ・工事費見積書（解体工事費とその他の経費がわかるもの）
- ・同意書（第 2 号様式）
- ・紛争等に関する誓約書（第 3 号様式）
- ・補助金の振込先通帳の写し

